



議案第 四 号

小規模排水対策特別事業神倉地区ほ場整備工事請負契約の締結に  
ついての議決の一部変更について

次のとおり小規模排水対策特別事業神倉地区ほ場整備工事請負契約の締結についての議決  
(昭和五十五年八月二十八日議決)の一部を変更することについて、地方自治法(昭和二十  
二年法律第六十七号)第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十六年三月十一日

三朝町長 松 村 喬 成

昭和五十六年参月拾壹日原案可決

三朝町議会議長牧田 禎

- 四 契約金額中「六八五〇〇〇〇円」を「六八五八〇〇〇円」に改める。
- 五 工事完成期限内「昭和五十六年三月二十日」を「昭和五十六年五月十日」に改める。